

# 青森県報

号外第九十六号

令和二年  
十月十六日  
(金曜日)

## 目 次

### 条 例

- 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例… (行政経営課) … 二
- 青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例… (総務学事課) … 二
- 青森県県税条例の一部を改正する条例… (税 務 課) … 三
- 青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例… ( 同 ) … 四
- 青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例… (市町村課) … 五
- 青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例… (医療薬務課) … 五
- 青森県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例… (労 政 ・ 能 力 開 発 課) … 六
- 青森県普通肥料登録手数料等徴収条例の一部を改正する条例… (食の安全・安心推進課) … 七
- 青森県漁業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例… (水産振興課) … 八

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 青森県条例第四十一号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年十月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「をいう」を「並びに高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科をいう」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十二号

青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第五十条第一項」を「第二十条第一項に規定する漁獲割当管理原簿及び同法第一百七十七条第一項」に改める。

一 青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第二十一条第三号

二 青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第三十七条第三号

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十三号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の三中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「及び当該期間内に終了する各連結事業年度分の法人税割」を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条の三の改正規定（「及び当該期間内に終了する各連結事業年度分の法人税割」を削る部に限る。）並びに次項及び附則第三項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県県税条例附則第八条の三の規定は、令和四年四月一日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「所得税法等改正法」という。）第三条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が同日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

3 令和四年四月一日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、改正前の青森県県税条例附則第八条の三の規定は、なおその効力を有する。

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

青森県知事 三村 申 吾

#### 青森県条例第四十四号

#### 青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第九条第一号中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第四十五号

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

青森県住民基本台帳法施行条例（平成十四年七月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「をいう」を「並びに高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科をいう」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県条例第四十六号

#### 青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十五号）の一部を

次のように改正する。

第一条第五号中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改め、同条第六号中「第十四条第六項（同条第九項）」を「第十四条第七項（同条第十  
三項）」に改める。

別表第八号中「第六十二条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同表第九号中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に、「第九項」を「第十  
三項」に改め、同表第十号中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同表第十一号中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改め、  
同表第四十九号中「第百十四条の三十三第一項第二号イ」を「第百十四条の三十三第一項第三号イ」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十七号

青森県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

青森県職業能力開発促進法施行条例（平成二十五年三月青森県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「添削指導及び面接指導」を「、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改め、同条第二項第三号中「添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導」を「、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県普通肥料登録手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第四十八号

青森県普通肥料登録手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県普通肥料登録手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第二項」を「第三項」に改める。

第二条第一号中「第二項」を「第三項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

青森県漁業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

青森県知事 三村 申 吾

#### 青森県条例第四十九号

#### 青森県漁業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県漁業法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号及び第八号を削り、同条第六号中「第三十六条第一項（同条第四項）」を「第八十八条第一項（同条第五項）」に、「漁業権者の休業期間中及び漁業権」を「個別漁業権を有する者の休業中及び個別漁業権」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に、「定置漁業権及び区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同号を同条第四号中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に、「定置漁業権及び区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「第二十二條第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第十四条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を「第七十二条第六項」に、「漁業権」を「団体漁業権（法第六十条第七項に規定する区画漁業権に限る。以下同じ。）」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「第十条」を「第六十九条第一項」に、「漁業権」を「漁業」に改め、同号を同条第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 法第五十七条第一項の規定による漁業の許可に関する事務



二 法第五十八条において読み替えて準用する法第四十七条の規定による漁業の変更の許可に関する事務

別表第七号を削り、同表第八号を同表第九号とし、同表第六号中「第三十六条第一項」を「第八十八条第一項」に、「漁業権者の休業期間中又は漁業権」を「個別漁業権を有する者の休業中又は個別漁業権の行使」に改め、同号を同表第八号とし、同表第五号中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同号を同表第七号とし、同表第四号中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同号を同表第六号とし、同表第三号中「第二十二條第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同号を同表第五号とし、同表第二号中「第十四条第四項」を「第七十二条第六項」に、「漁業権の」を「団体漁業権の」に改め、同号を同表第四号とし、同表第一号中「第十条」を「第六十九条第一項」に、「漁業権の」を「漁業の」に、「漁業権免許申請手数料」を「漁業免許申請手数料」に改め、同号を同表第三号とし、同表に第一号及び第二号として次の二号を加える。

<p>一 法第五十七条第一項の規定による漁業（総トン数五トン以上の漁船を使用して行うものに限る。）の許可を受けようとする者</p>	<p>漁業許可申請手数料</p>		<p>二千九百円</p>
<p>二 法第五十八条において読み替えて準用する法第四十七条の規定による漁業の変更の許可（総トン数五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係るものに限る。）を受けようとする者</p>	<p>漁業変更許可申請手数料</p>		<p>二千四百円</p>

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円